

広 報



あそう

2000

4

vol. 545



うれしさと期待を胸に (4月6日、麻生小学校)

い まちづくりに 総額 105億6千万円

■やさしさとうるおいのある 地域づくり

(民生費、衛生費などから支出)



6月オープンのなめがた地域総合病院

- 敬老会：953
 - 広域シルバー人材センター補助金：3,488
 - 行方地域中核病院整備事業：2,683
 - 在宅介護支援事業：443
 - 家族介護用品支給事業：654
 - 老人保護措置費：991
 - 心身障害者福祉ワークス運営事業：485
 - 医療福祉事業：11,754
 - 児童福祉事業：17,045
 - 社会福祉協議会補助金：2,493
 - 介護保険特別会計繰出金：9,112
 - 国保特別会計繰出金：10,149
 - 老人保健特別会計繰出金：7,855
- など

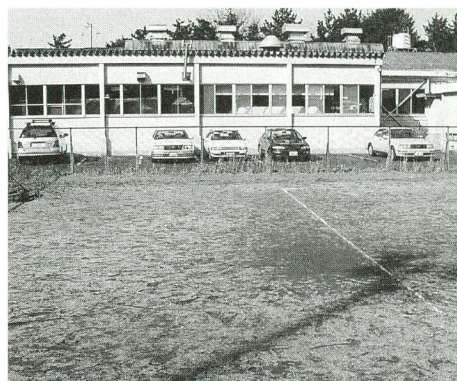
■活力に満ち、創造性豊かな 産業づくり

(農林水産業費などから支出)

- 生産調整推進対策事業：7,407
 - 機場及び用排水路整備補助金：679
 - 土地改良区補助金：4,355
- など

■豊かな心と個性あふれる 人づくり

(教育費から支出)



現在地に改築される給食センター

- 町史編さん事業：3,026
 - 公民館運営事業：9,277
 - 運動広場運営事業：5,353
 - 社会人TT事業：1,349
 - 学校給食センター改築事業：43,837
 - 学校給食センター運営事業：22,562
- など

■その他の主な事業

- フェスティバルIN麻生：615
 - 白帆荘改修出資金：1,300
 - 白帆荘運営補助金：3,300
 - 国勢調査：649
- など



昨年のフェスティバルIN麻生

豊かで暮らしやす 平成12年度 予算

平成12年度の一般会計、5 特別会計、2 企業会計の予算が3月の第1回定例会で可決され、豊かで暮らしやすいまちづくりのための事業がはじまりました。平成6年度に第3次総合振興計画（前期5年、後期5年の10年計画）がスタートし、今年度は後期基本計画の2年目になります。

町の財政事情は、多額の町債の発行や基金の取り崩しで危機的な状況にあります。しかし、介護保険をはじめとする福祉施策の充実や道路・下水道などの社会資本の整備を引き続き推進しなければなりません。

本年度の予算編成においては、生活関連事業への重点的な配分や、事業の優先順位・事業規模の明確化、麻生町行財政改革大綱に基づく経常経費の削減、などが図られています。

主な事業

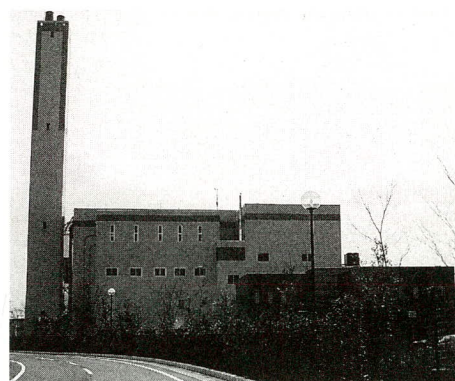
- ① 給食センター改築
- ② 都市計画マスタープランの策定
- ③ 道路の整備
- ④ 下水道事業
- ⑤ 介護保険等の福祉対策
- ⑥ 生産調整対策
- ⑦ 町史編さん事業

一般会計予算の主な事業

（単位：万円）

■ やすらぎと快適さのための 基礎づくり

（土木費、農林水産業費、衛生費、消防費などから支出）



完成した環境美化センター

- 粗毛石神線道路改良事業：11,600
- 農道整備事業：13,234
- 河川浚渫工事：500
- 道路新設改良：34,770
- 道路維持補修：6,417
- 道路改良整備計画費：5,299
- 都市計画マスタープラン策定：600
- 環境美化組合道路工事負担金：1,887
- 買取公営住宅事業調査委託：530
- 下水道事業特別会計繰出金：19,245
- 合併処理浄化槽整備補助事業：1,816
- ごみ収集運搬委託料：2,825
- 環境美化組合負担金：21,366
- 衛生センター運営事業：6,518
- 水道事業会計補助金：8,336
- 鹿行広域消防負担金：20,993
- 防火水槽建設事業：672
- 広域火葬場負担金：2,455
- など

算の内訳

介護保険特別会計（新設）

（単位：千円、％）

	款	12年度予算額
歳入	保険料	26,006
	使用料及び手数料	2
	国庫支出金	111,089
	支払基金交付金	139,350
	県支出金	52,784
	繰入金	167,244
	諸収入	404
	寄附金	1
	計	496,880
歳出	総務費	36,214
	保健給付費	454,257
	財政安定化基金拠出金	3,209
	基金積立金	1,000
	諸支出金	400
	予備費	1,800
	計	496,880

下水道事業特別会計

（単位：千円、％）

	款	12年度予算額	11年度予算額	伸率
歳入	分担金及び負担金	24,800	4,822	414.3
	使用料及び手数料	4,093	2,893	41.5
	国庫支出金	123,000	138,000	△10.9
	県支出金	2,000	2,662	△24.9
	財産収入	91	91	0
	繰入金	192,452	229,318	△16.1
	繰越金	2,500	600	316.7
	諸収入	5,010	6,030	△16.9
	町債	172,500	181,800	△5.1
歳出	計	526,446	566,216	△7.0
	総務費	47,790	46,792	2.1
	維持費	8,923	14,726	△39.4
	下水道費	346,855	396,878	△12.6
	公債費	122,778	107,720	14.0
	予備費	100	100	0
	計	526,446	566,216	△7.0

地方債残高

（単位：千円、％）

会計	12年度末残高見込額	11年度末残高見込額	伸率
一般会計	5,309,613	5,204,413	2.0
下水道事業	2,513,261	2,380,925	5.6
水道事業	2,076,900	2,142,592	△3.1
計	9,899,774	9,727,930	1.8

白帆荘運営事業会計

収益の収入及び支出（単位：千円、％）

	項	12年度予算額	11年度予算額	伸率
収入	営業収益	129,157	144,793	△10.8
	営業外収益	33,765	610	5435.2
	計	162,922	145,403	12.0
支出	営業費用	160,919	143,273	12.3
	営業外費用	1,903	2,030	△6.3
	予備費	100	100	0
	計	162,922	145,403	12.0

資本の収入及び支出

	項	12年度予算額	11年度予算額	伸率
収入	出資金	13,000	0	—
	計	13,000	0	—
支出	建設改良費	16,388	1,156	1317.6
	計	16,388	1,156	1317.6

水道事業会計

収益の収入及び支出（単位：千円、％）

	項	12年度予算額	11年度予算額	伸率
収入	営業収益	252,095	236,875	6.4
	営業外収益	85,269	118,607	△28.1
	特別利益	1	1	0
	計	337,365	355,483	△5.1
支出	営業費用	215,059	232,409	△7.5
	営業外費用	122,106	122,974	△0.7
	特別損失	200	100	100.0
	計	337,365	355,483	△5.1

資本の収入及び支出

	項	12年度予算額	11年度予算額	伸率
収入	負担金	3,650	4,280	△14.7
	計	3,650	4,280	△14.7
支出	建設改良費	41,200	31,000	32.9
	企業債償還金	65,693	58,041	13.2
	計	106,893	89,041	20.0

行方郡公平委員会特別会計

（単位：千円、％）

	款	12年度予算額	11年度予算額	伸率
歳入	公平委員会分担金	137	147	△6.8
	繰越金	70	60	16.7
	諸収入	1	2	△50.0
	計	208	209	△0.5
歳出	公平委員会費	208	209	△0.5
	計	208	209	△0.5

各 会 計 予

一 般 会 計

(単位：千円、%)

	款	12年度予算額	11年度予算額	伸率
歳入	町 税	1,337,767	1,333,705	0.3
	地方譲与税	113,000	113,000	0
	利子割交付金	17,000	15,000	13.3
	地方消費税交付金	140,000	140,000	0
	ゴルフ場利用税交付金	100,000	92,000	8.7
	特別地方消費税交付金	300	300	0
	自動車取得税交付金	65,000	80,000	△18.8
	地方特例交付金	24,600	32,000	△23.1
	地方交付税	2,630,000	2,643,000	△ 0.5
	交通安全対策特別交付金	2,100	2,000	5.0
	分担金及び負担金	73,267	75,809	△ 3.4
	使用料及び手数料	34,290	32,492	5.5
	国庫支出金	209,706	269,961	△22.3
	県支出金	276,592	371,686	△25.6
	財産収入	6,168	7,686	△19.8
	寄 附 金	700	19,030	△96.3
	繰 入 金	38,102	70,412	△45.9
	繰 越 金	130,000	140,000	△ 7.1
	諸 収 入	139,538	144,887	△ 3.7
	町 債	572,100	152,800	274.4
	計	5,910,230	5,735,768	3.0
歳出	議 会 費	112,083	120,181	△ 6.7
	総 務 費	683,726	734,436	△ 6.9
	民 生 費	814,452	955,370	△14.8
	衛 生 費	598,702	615,043	△ 2.7
	労 働 費	74	101	△26.7
	農林水産業費	412,227	460,599	△10.5
	商 工 費	31,969	43,236	△26.1
	土 木 費	940,760	847,442	11.0
	消 防 費	289,027	290,542	△ 0.5
	教 育 費	1,343,953	992,914	35.4
	災害復旧費	17,285	215	7939.5
	公 債 費	663,962	673,679	△ 1.4
	諸支出金	10	10	0
	予 備 費	2,000	2,000	0
	計	5,910,230	5,735,768	△ 3.0

国民健康保険特別会計

(単位：千円、%)

	款	12年度予算額	11年度予算額	伸率
歳入	国民健康保険税	573,641	626,418	△ 8.4
	使用料及び手数料	91	91	0
	国庫支出金	596,873	608,429	△ 1.9
	療養給付費交付金	86,644	100,256	△13.6
	県支出金	2,000	2,000	0
	共同事業交付金	13,000	12,654	2.7
	財産収入	199	199	0
	繰 入 金	101,498	112,849	△10.1
	繰 越 金	58,717	34,000	72.7
	諸 収 入	9,675	9,675	0
歳出	計	1,442,338	1,506,571	△ 4.3
	総 務 費	67,142	68,807	△ 2.4
	保険給付費	859,016	993,836	△13.6
	老人保健拠出金	379,401	387,286	△ 2.0
	介護納付金	87,435	—	—
	共同事業拠出金	12,646	12,656	△ 0.1
	保健事業費	21,155	8,443	150.6
	基金積立金	1	1	0
	諸支出金	5,542	5,542	0
	予 備 費	10,000	30,000	△66.7
	計	1,442,338	1,506,571	△ 4.3

老人保健特別会計

(単位：千円、%)

	款	12年度予算額	11年度予算額	伸率
歳入	支払基金交付金	1,081,073	1,150,384	△ 6.0
	国庫支出金	310,244	349,101	△11.1
	県支出金	77,561	87,275	△11.1
	繰入金	78,556	87,274	△10.0
	繰越金	1	1,000	△99.9
	諸 収 入	6	2,012	△99.7
	計	1,547,441	1,677,046	△ 7.7
歳出	医療諸費	1,546,437	1,676,033	△ 7.7
	諸支出金	4	13	△69.2
	予備費	1,000	1,000	0
	計	1,547,441	1,677,046	△ 7.7

第1回 定例会

議案

平成12年町議会第1回定例会が、3月9日から17日までの9日間開催され、平成11年度の補正予算や介護保険に関する条例制定、平成12年度の新予算など51の議案が提出されました。審議の結果、すべての議案が原案どおり議決されました。

また、地方分権一括法の施行に伴い関連する条例が改正され、4月から施行されます。さらに、麻生町行財政改革大綱の実施計画に基づき、特別職や町議会議員の期末手当が削減されることになりました。

①「介護保険円滑導入基金条例」を制定

介護保険制度の円滑な実施を図るための基金が設置されました。その額はおよそ1億865万円です。

②「介護保険条例」を制定

4月から始まった介護保険についての条例が制定されました。(65歳以上の方は14ページをご覧ください)

③「介護給付費準備基金条例」を制定

介護保険事業の健全な財政運営を図り、余剰金の適性管理のために基金が設置されます。

④「老人デイサービスセンター設置条例」の一部が改正

介護保険の導入に伴い、関連する条文が改正されました。

⑤「家庭奉仕員派遣事業実施条例」の一部が改正

題名が「麻生町ホームヘルプサービス事業実施条例」に改められました。

⑥「課設置条例」の一部が改正

保健福祉課の事務内容に、介護保険に関するものが加えられました。

⑦「印鑑条例」の一部が改正

条文中の語句「禁治産者」が「成年被後見人」に改められました。

⑧「町職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例」の一部が改正

町職員の失職の特例に関する条文が改正されました。

⑨「町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例」の一部が改正

条文中の語句改正や条文の追加がありました。

⑩「町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の一部が改正

労働基準法の改正に伴い、関連する条文が改正されました。

⑪「町職員の給与に関する条例」の一部が改正

1時間当たりの給与額の算出で、条文の改正がありました。

⑫「医療福祉費支給に関する条例」の一部が改正

介護保険の実施及び地方税法の改正等により、関連する条文が改正されました。

⑬「国民健康保険条例」の一部が改正

罰則規定の過料額が「2万円以下」から「10万円以下」に改められました。

⑭「国民健康保険税条例」の一部が改正

介護保険法の施行に伴い、関連する国民健康保険税条例が改正されました。

介護保険法による第2号被保険者の課税は、国保税と併せて課税・徴収されることになりました。

⑮「中小企業事業資金融資あっ旋条例」の一部が改正

融資保証あっ旋総額の最高限度額の範囲が改正されました。

⑯「消防団員の定員、任免、給与、職務等に関する条例」の一部が改正

条文中の語句の改正がありました。

⑰「非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例」の一部が改正

消防団員の退職報償金が一律5千円引き上げられました。

⑱「麻生町外2町環境美化組合規約」の一部が変更

新環境美化センターの完成に伴い、事務所の所在地や3町の経費支弁方法が変更されました。

⑲交通事故の賠償金支払いで和解

町職員の公有自動車による交通事故について、およそ18万4千円の損害賠償金を支払うことで和解が成立しました。なお、賠償金は保険者の(財)全国自治協会から支払われました。

⑳新たに3路線が町道に認定

大字於下地内と大字小高地内の3路線が町道に認定されました。

②1 年度の一般会計予算が補正

平成11年度の一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ4569万9千円が追加され、歳入歳出それぞれ58億5907万6千円になりました。

②2 年度の国保特別会計予算が補正

平成11年度の国民健康保険特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ4796万9千円が追加され、歳入歳出それぞれ15億8300万1千円になりました。

②3 年度の老人保健特別会計予算が補正

平成11年度の老人保健特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ60万円が追加され、歳入歳出それぞれ16億9889万1千円になりました。

②4 年度下水道事業特別会計予算が補正

平成11年度下水道事業特別会計予算の総額から歳入歳出それぞれ637万8千円が減額され、歳入歳出それぞれ6億2956万6千円になりました。

②5 年度水道事業会計予算が補正

平成11年度水道事業会計予算のうち、収益的収入及び支出の予定額が1000万円追加され、収入支出それぞれ3億6548万3千円になりました。

②6 年度の国民宿舍白帆荘運営事業会計予算が補正

平成11年度の町営国民宿舍白帆荘運営事業会計予算のうち、収益的収入及び支出の予定額が862万円減額され、

収入支出それぞれ1億8211万7千円になりました。

②7 年度の一般会計予算が決定

23、5ページ参照

②8 年度国保特別会計予算が決定

5ページ参照

②9 年度老人保健特別会計予算が決定

5ページ参照

③0 年度介護保険特別会計予算が決定

4ページ参照

③1 年度下水道事業特別会計予算が決定

4ページ参照

③2 年度郡公平委員会特別会計予算が決定

4ページ参照

③3 年度水道事業会計予算が決定

4ページ参照

③4 年度国民宿舍白帆荘運営事業会計予算が決定

4ページ参照

③5 「町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の臨時特例に関する条例」を制定

町行財政改革大綱に基づき、町議会議員の期末手当の額を、平成12年4月1日から平成15年3月31日までの間、12%削減することになりました。

③6 「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の臨時特例に関する条例」を制定

町行財政改革大綱に基づき、町長、

助役、収入役の期末手当の額を、平成12年4月1日から平成15年3月31日までの間、15%削減することになりました。

③7 「教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の臨時特例に関する条例」を制定

町行財政改革大綱に基づき、教育長の期末手当の額を、平成12年4月1日から平成15年3月31日までの間、15%削減することになりました。

③8 「町議会委員会条例」の一部が改正

(地方分権一括法に基づくもの)

③9 「職員定数条例」の一部が改正

(地方分権一括法に基づくもの)

④0 「町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」の一部が改正

議員の報酬について、その職について日及びその職を離れた日の属する月の報酬は、日割り計算した額が支給されることになりました。

④1 「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部が改正

非常勤特別職の報酬について、就任した日及び退任した日の属する月の報酬は、日割り計算した額が支給されることになりました。

④2 「職員の特殊勤務手当に関する条例」の一部が改正

条文中の語句の改正がありました。

④3 「税条例」の一部が改正

(地方分権一括法に基づくもの)

④4 「手数料徴収条例」の一部が改正

(地方分権一括法に基づくもの)

④5 「町公民館設置管理及び職員に関する条例」の一部が改正

(地方分権一括法に基づくもの)

④6 「町営住宅条例」の一部が改正

(地方分権一括法に基づくもの)

④7 「都市計画審議会条例」の一部が改正

(地方分権一括法に基づくもの)

④8 「下水道条例」の一部が改正

(地方分権一括法に基づくもの)

④9 「水道事業給水条例」の一部が改正

(地方分権一括法に基づくもの)

⑤0 「防災会議条例」の一部が改正

(地方分権一括法に基づくもの)

⑤1 「行政手続条例」の一部が改正

条文中の語句の改正がありました。

下水道のある

暮らしでうるおいを

ー4月から新たに71世帯で利用できますー

下水道は、住民の皆さんに健康で快適な生活を送っていただくとともに、次の世代に美しい水と自然を残していくための大切な施設です。

平成9年9月に初めて利用できるようになってから約2年半が経ち、少しずつ利用可能区域が広がっていますが、今年4月、工事の進展に伴い新たに12ha、71世帯で下水道を使うことができますようになりました。区域は地図のとおりです。

より多くの方が下水道を利用し、よりよい住環境や自然環境をつくりましょう。

★トイレの水洗化は3年以内に

下水道が利用できる区域に家屋を所有している方は、下水道法により、3年以内に「汲み取り便所」を公共下水道に直結した「水洗トイレ」に改造してください。また、浄化槽を使用している場合も、その使用を中止し、下水道に流す工事を行ってください。

★必ず町指定工事店で

排水設備の設置やトイレの水洗化工事は、必ず町の排水設備指定工事店に依頼してください（排水設備指定工事店参照）。

指定工事店以外で工事を行うと、工事のやり直しなどの場合がありますので注意してください。

★助成制度もあります

3年以内にトイレの水洗化のための改造工事を行う方は、3万円の補助金が受けられます。また、一度に負担がかららないよう融資のあつ旋（30万円まで）と利子補給を行っています。いずれも条件がありますので、詳しいことは役場下水道課または排水設備指定工事店に相談してください。

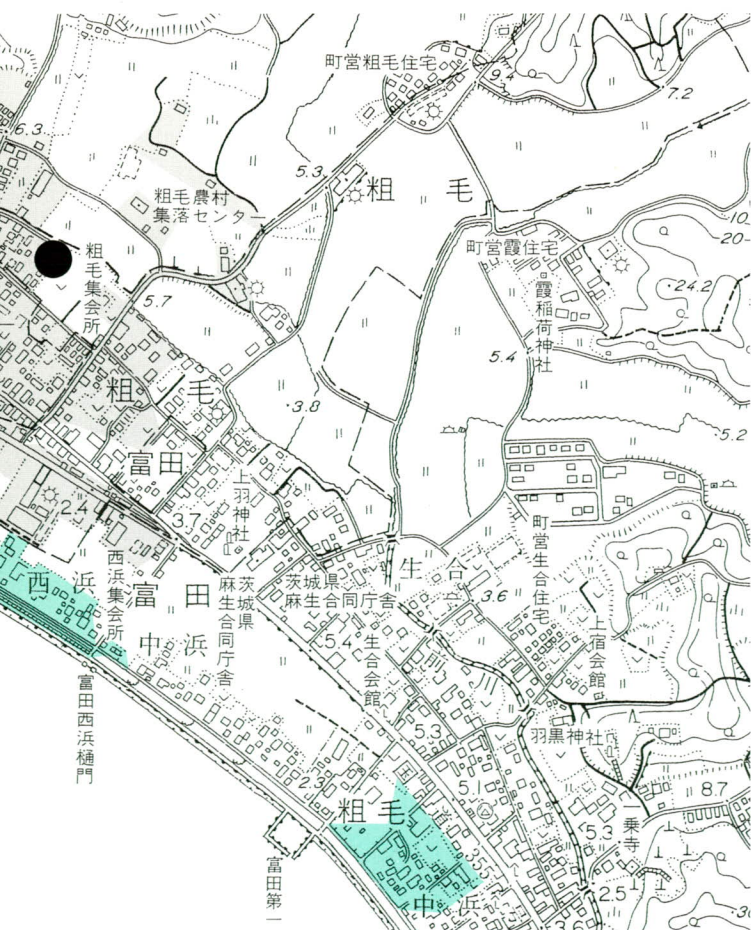
★下水道へ流すまでの費用は

区域内の土地や建物を所有する受益者には、受益者負担金および宅地内の排水設備の設置費用がかかります。また、下水道を使い始めると、使用した水量に応じて使用料がかかることになります。

排水設備指定工事店

平成12年3月現在

指定番号	業 者 名	電話番号
1	小島建業	73-3567
2	麻生ビル管理(株)	73-3717
3	小倉商店	72-0239
4	(有)クボタ住設	73-2446
5	(株)大盛電機商会	72-0137
6	三協電設(有)	77-0136
7	新堀設備	73-3248
8	大谷電気工事	77-0171
9	(有)アラハリ設備麻生営業所	72-0044
10	関商店	72-0079
11	小沼設備	73-3227
12	久美愛商店	77-0221
13	(有)平山管工事	73-3333
14	麻生ガス設備センター	72-0279
15	大橋設備工業	77-1329
16	窪谷水道工業	77-1755
17	榊原さく泉工業	72-0085
18	新市場設備工業(株)	72-0330
19	(株)根本工務店	73-2037
20	水貝電機	64-2327
21	日清設備(株)	66-4427
22	備水工業(株)	0291-33-6784
23	宮内工業	72-2244
24	浪逆工業(株)	66-1101
25	(有)石崎設備	0291-35-3334
26	富田設備工業	72-1458
27	小牧鉄工所	77-0075
28	竿台住設	0299-55-1449
29	(株)常信企業	0298-72-6134



負担金（分担金）の算出例

使用料金表

下水道供用区域内の水洗化率

330.57 m^2 （100坪）の土地を所有
している場合

$$500\text{円} \times 330.57\text{m}^2 = 165,200\text{円}$$

(100円未満切り捨て)

基本料金(1か月)		超 過 料 金	
汚水量	料 金	汚水量	料 金
10 ^{m³} まで	1,600円	10 ^{m³} 超	1 ^{m³} あたり 170円

麻生町	16.2% (H12.2月現在)
茨城県	86.2% (H11.3月現在)



すでに利用できる区域

新たに利用できる区域

町民運動広場使用料

施設			8:30～12:00		12:00～17:00		17:00～22:00	
			町内	町外	町内	町外	町内	町外
体育館アリーナ	バスケットボールコート	1面あたり	3,200円	4,200円	3,200円	4,200円	4,800円	6,300円
	バレーボールコート	1面あたり	2,200円	2,900円	2,200円	2,900円	3,200円	4,200円
	ハンドボールコート	1面	6,400円	8,400円	6,400円	8,400円	9,600円	12,500円
	テニスコート	1面	6,400円	8,400円	6,400円	8,400円	9,600円	12,500円
	バドミントンコート	1面あたり	1,600円	2,100円	1,600円	2,100円	2,400円	3,200円
	半面を専用する場合		3,200円	4,200円	3,200円	4,200円	4,800円	6,300円
	全面を専用する場合		6,400円	8,400円	6,400円	8,400円	9,600円	12,500円
体育館トレーニングルーム			1室		1,600円	2,100円	2,000円	2,600円
体育館会議室			1室		1,600円	2,100円	2,000円	2,600円
野球場			1面あたり		900円	1,200円		
多目的広場	半面		900円	1,200円	900円	1,200円		
	全面		1,600円	2,100円	1,600円	2,100円		
テニスコート			1面あたり		600円	1,000円		
ゲートボールコート			1面あたり		600円	1,000円		
弓道場					2,700円	3,600円	4,000円	5,200円

町公民館使用料

室名	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00
和室	900円	900円	1,200円
第1集会室	1,600円	1,600円	1,900円
第2集会室	600円	600円	900円
研修室	1,600円	1,600円	1,900円
大ホール	4,800円	4,800円	6,300円
調理室	2,400円	2,400円	3,200円
視聴覚室	1,600円	1,600円	1,900円
美術室	900円	900円	1,200円
体育室	4,800円	4,800円	6,300円
分館	900円	900円	1,200円
西浦地区学習センター	1室につき 900円	1室につき 900円	1室につき 1,200円

4月から 窓口開設時間を延長

毎週水曜日のみ 午後7:00まで

- *開設窓口 町民課
- *受付内容 11ページの表の区分のうち、戸籍・住民基本台帳・印鑑の欄の証明書等の発行

事務分掌の一部変更

- 4月1日から担当課が変わりました ()は旧
- *国保税の賦課徴収に関すること: 町民課(税務課)
- *都市計画道路に関すること: 建設課(企画財政課)
- *農道整備に関すること: 建設課(経済課)
- *緑化推進に関すること: 経済課(企画財政課・生涯学習課)
- *ウォーキングセンターの管理に関すること: 生涯学習課(企画財政課)
- *狂犬病予防法に関すること: 環境対策課(保健福祉課)

行方地方広域シルバー人材センター 誕生

4月に、麻生・北浦・玉造の3町が手を結び広域のシルバー人材センターが誕生しました。

シルバー人材センターは、高齢者の生きがいの充実や社会貢献を目的として、会員がこれまでに養った豊かな経験や知識を生かせる様々な仕事を受注し、希望にあった仕事を提供する新しい就業システムです。

会員 大募集!

センターでは、町内にお住まいで概ね60歳以上の、健康で働く意欲のある方を募集しています。経験のない仕事でも、技能講習を受ければ自信がつきます。講習会は主に、植木、障子、襖、清掃等です。皆さんの応募をお待ちしています。

お仕事の相談は 今すぐお電話で!

ご家庭、企業、公共団体等で、高齢者にふさわしいお仕事がありましたら、今すぐお電話を。経験豊富な会員が多数いますので、安心してご用命ください。

麻生地区センター 麻生町麻生3140-1

(環境美化センター隣り、旧美化組合事務所)

TEL 80-6222 FAX 80-6223

麻生町福祉タクシー事業について

◆内容

重度心身障害者及び重度知的障害者が、通院等のためにタクシーを利用する際、その料金の一部(初乗運賃相当額)が助成されます。

◆対象者

- ①身体障害者手帳の交付を受けた方で、1級または2級に該当する方。
 - ②療育手帳の交付を受けた方で、障害の程度がAまたはAに該当する方。
- ※ただし、自動車税減免を受けた方は除きます。

◆協力事業所

- あさひタクシー ●麻生タクシー ●白帆観光タクシー
- 常南タクシー矢幡営業所 ●三松タクシー ●西浦タクシー (今年度から新しく加わりました)

◆助成額

利用1回(利用券1枚)につき、中型車の初乗運賃相当額(650円)

◆利用券の交付

交付申請書を役場保健福祉課に提出し、利用券の交付を受けてください。利用券は1人につき、月4枚(年間48枚が限度です)

◆利用方法

- ①タクシー乗車の際に、利用券を乗務員に提出します。
- ②降車の際に、利用料金から初乗運賃相当額を差し引いた金額を支払います。

※詳しいことは、役場保健福祉課にお問い合わせください。

☎72-0811

4月1日から

手数料等が改正されました

区 分	名 称	手 数 料 の 額	役場担当課
戸 籍	戸籍の謄抄本手数料	1 通につき 450円	町 民 課
	戸籍の記録事項証明書手数料	1 通につき 350円	
	除籍の謄抄本手数料	1 通につき 750円	
	除籍の記録事項証明書手数料	1 通につき 450円	
	戸籍に記載した事項に関する証明手数料	1 件につき 350円	
	除籍に記載した事項に関する証明手数料	1 件につき 450円	
	届出・申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明書手数料	1 通につき 350円	
	上質紙を用いた婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁又は認知の届出の受理証明書手数料	1 通につき 1,400円	
	届出その他の書類の閲覧手数料	1 件につき 350円	
住民基本台帳	不在籍・不在住に関する証明書手数料	1 件につき 200円	町 民 課
	身分に関する証明書手数料	1 件につき 200円	
	住民票個人の写の交付手数料	1 件につき 200円	
	住民票世帯全員の写の交付手数料	1 件につき 350円	
	住民基本台帳に関する閲覧手数料	1 世帯につき 200円	
	住民基本台帳年齢順索引簿の閲覧手数料	1 冊につき 2,100円	
	住民票の記載事項に関する証明書手数料	1 件につき 200円	
	戸籍の附票の謄抄本手数料	1 件につき 200円	
	外国人登録原票記載事項証明書手数料	1 通につき 200円	
印 鑑	印鑑に関する証明手数料	1 通につき 200円	町 民 課
	印鑑の新規登録手数料	1 件につき 200円	
	印鑑の再登録手数料	1 件につき 350円	
	認可地縁団体印鑑登録に関する証明手数料	1 通につき 200円	
	認可地縁団体印鑑の新規登録手数料	1 件につき 200円	
	認可地縁団体印鑑の再登録手数料	1 件につき 350円	
税	資産に関する証明手数料	1 枚につき 200円	税 務 課
	納税に関する証明手数料（ただし道路運送車両法第97条の2の納税証明（継続検査申請書）については、手数料は徴収しない）	1 件につき 200円	
	資産に関する台帳等の閲覧手数料	1 筆につき 200円	
	差押調書写の謄抄本手数料	1 件につき 200円	
	住宅用家屋証明申請手数料	1 件につき 1,300円	
臨時運行許可	臨時運行許可申請手数料	1 両につき 750円	町 民 課
鳥 獣 保 護	鳥獣飼養許可証の交付手数料又は更新手数料 若しくは再交付手数料	1 件につき 3,400円	経 済 課
屋 外 広 告	屋外広告物許可申請手数料	種類により 300円～6,000円	企 画 財 政 課
一 般 廃 棄 物	一般廃棄物処理業の許可手数料	1 件につき 4,000円	環 境 対 策 課
	浄化槽清掃業の許可手数料	1 件につき 4,000円	
	許可証の再交付	1 件につき 2,000円	
し尿・浄化槽 汚泥	搬入者の利用料金	1.8kl 1 台 800円 2.7kl 1 台 1,200円 3.6kl 1 台 1,600円	環 境 対 策 課
狂 犬 病 予 防	犬の登録手数料	1 件につき 2,000円	環 境 対 策 課
	犬の鑑札の再交付手数料	1 件につき 1,000円	
	狂犬病予防注射済票交付手数料	1 件につき 350円	
	狂犬病予防注射済票再交付手数料	1 件につき 200円	
幼 稚 園	保育料月額	1 人につき 2,000円	学 校 教 育 課
	入園料	1 人につき 2,500円	
租 税 特 別 措 置	優良宅地造成認定申請手数料	1,000㎡未満 1 件につき 86,000円	企 画 財 政 課
	優良住宅新築認定申請手数料	新築住宅床面積により 6,200円～43,000円	
	良質住宅新築認定申請手数料	新築住宅床面積により 6,200円～43,000円	
そ の 他	地籍図の閲覧手数料	1 枚につき 200円	税 務 課 各 課
	その他の各種証明及び公簿等の閲覧手数料	1 件につき 200円	

新ごみ処理施設 が 完 成

ごみ分別を徹底して!!

祝 麻生町外2町環境美化センター竣工

平成12年3月29日



式典で挨拶する横山組合長

麻生町外2町環境美化組合が平成9年6月から進めていた、新しいごみ処理プラントがこのほど完成し、その竣工式典が3月29日行われました。式典には、3町や組合の関係者、地元代表の方々、工事関係者など約50名が出席し、未来環境対応型の新施設の完成を祝いました。

新施設は事業費が約52億5000万円。1日当たりの焼却能力が40トンになり、これまでの2倍の処理が可能になります。また、缶やビン、ペットボトルなどの資源ごみを処理するリサイクルプラザが併設され、1日19トンの処理が可能になります。そして、注目すべきことは、リサイクルのための講習会や資源ごみを使用するの工作、再生品の展示や販売など、ごみに関する学習や体験を通して地域住民とのふれあいの場を設置していることです。

今後は、この新しいごみ処理施設とリサイクルプラザ、平成10年に完成している最終処分場と併せて、ごみの処理及び処分のサイクルが確立されることとなります。

■家庭でのごみ分別を徹底して!

新施設は国の環境基準に対応した最新鋭のシステムを採用しています。このため、ごみの分別を徹底する必要があります。家庭では、ごみを、燃えるごみと燃えないごみ、有害ごみ、資源ごみ、紙類の資源ごみに完全に分別しましょう。

今月から「燃えるごみ」と「有害ごみ」の指定袋制が導入されています。ごみは必ず指定袋で出しましょう。また、「燃えないごみ」は赤・黄コンテナで、「資源ごみ」は青色コンテナで出しましょう。

火災予防を 呼びかけ

大和三小児童

春の火災予防運動期間中の3月3日、大和三小学校6年生の12名が、セイミヤモール（麻生）で「火の用心」広報のお手伝いをしました。

児童の皆さんは、行方広域消防署員とともにスローパーの出入口で買い物客に風船やチラシを配布し「火の元に注意しましょう」と、1時間ほど火災予防を呼びかけました。

舞踊で

老人ホーム慰問

日本舞踊歌菊会

日本舞踊歌菊会（会員16名）は10年来、町内の特別養護老人ホームや近隣町内の老人ホームに出向き、踊りによる慰問を続けています。1時間で13曲あまりの踊りを披露したり、お風呂用にと家庭に余っているタオルを寄付したりもしています。

「手拍子をとってくれたり、握手した手を握り続けてくれたりするたびに、『来てよかったなあ』と思います。これからも慰問をずっと続けるつもりです」と、代表の篠本喜久枝さん（五町田）はうれしそうに話しています。



老人ホームで踊りを披露

みなさんも老人ホームに足を運んで、洗濯物をたたんであげたり、身の回りのお世話をしたり、何らかのお手伝いを始めてはいかがでしょうか。



呼びかけをする児童たち

民間住宅の賃貸契約に新制度

今年3月から、借家契約に「定期借家契約」が加わりました。これは、「良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法」が昨年12月に公布され、これによって「借地借家法」が改正されたことによります。定期借家契約では、契約で定めた期間の満了により、更新されることなく確定的に借家契約が終了します。

●定期借家契約のポイント

①必ず契約書を作成しなければなりません。

②家主は、借家人に「この賃貸借は更新がなく、期間の満了により終了すること、契約書とは別の書面を交付して説明しなければなりません」。

③契約が終了する際には、家主は借家人に、期間の満了により建物の賃貸借が終了することを通知する必要があります。

④居住用の建物で床面積が200㎡未満のものについては、一定の要件を満たす場合、借家人は1か月前に申し入れを行うことにより中途解約をすることができます。

とができます。

⑤3月1日以前の借家契約の効力は、従来通りです。

⑥3月1日以前契約の居住用の建物を引き続き賃貸借する場合は、定期借家契約に切り替えることはできません。

⑦3月1日以降に借家契約をする場合、家主と借家人の話し合いにより、「従来型の借家契約」と「定期借家契約」のいずれかを選択できます。

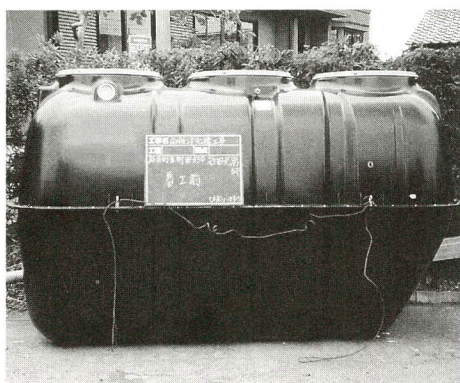
※問合先

茨城県住宅課 029-301-4759
県鹿行地方総合事務所建築指導課 0291-33-4111
役場建設課 029-0811

合併処理浄化槽 設置に補助制度

霞ヶ浦をはじめとする河川や湖を汚染している一番の原因は、一般家庭から排出される生活雑排水による汚れたと言われ、その処理対策が大きな課題となっています。

このため町では、し尿と生活雑排水を併せて処理し、安心して放流できる「合併処理浄化槽」の普及を推進しています。そして、この設置のための費用の一部を補助していますのでご利用ください。



●補助制度についてのご相談、お問い合わせは役場環境対策課へ。

029-0811

設置申込はお早めに！

- 1、補助対象
 - ①公共下水道事業認可区域以外の地域（補助対象地域の詳細についてはお問い合わせください）
 - ②町税を完納している方
 - 2、補助予定額
 - 5人槽 …… 35万4千円
 - 6人槽以上 …… 41万1千円
 - 二世帯大家族用 …… 51万9千円
- ※人槽は建物の面積にに応じて決まります
- 3、申込先

印鑑を持参して役場環境対策課へ

5月は

赤十字運動月間



日本赤十字社は創立以来、災害救護活動をはじめ国際救援活動、救急法等講習会の普及、ボランティアの育成など幅広い活動を展開しています。これらの活動資金は「赤十字社員」をはじめ、多くの方々から寄せられる「社資」により賄われています。

赤十字では、一人でも多くの方にその理念や活動を理解していただくために、5月を「赤十字運動月間」として社員の加入推進と事業資金の募集を行います。

このため、町でも各地区の区長さん等のご協力をいただき、本年も「社資」の募集を行います。皆さんのご家庭に訪問した際には、ご理解とご協力をお願いいたします。

●訪問時期 6月

●社資 「1口500円」以上

※11年度実績：189万4千円

3644世帯

高齢者（65歳以上の方）の 介護保険料は2,300円（基準月額）

高齢者（65歳以上の方）の保険料は、その市町村の高齢者数や介護サービスの状況等により異なります。麻生町の基準額は月額2,300円となりました。

保険料は、基準額をもとに負担が重くなり過ぎないように、所得によって5段階に調整されます。

65歳以上の方の保険料

段 階	対 象 者	負 担 割 合	月額保険料
第1段階	老齢福祉年金及び生活保護受給者の方	2,300円 × 0.5	1,150円
第2段階	世帯全員が住民税非課税の方	2,300円 × 0.75	1,725円
第3段階	本人が住民税非課税の方	2,300円 × 1.0	2,300円
第4段階	本人が住民税課税（所得金額が250万円未満）の方	2,300円 × 1.25	2,875円
第5段階	本人が住民税課税（所得金額が250万円以上）の方	2,300円 × 1.5	3,450円

◎保険料の納め方

特別徴収（年金からの天引き）…年額18万円以上の年金を受けている方

普通徴収（個別に町に納める）…年額18万円未満の年金を受けている方

※普通徴収の方には、町から納付書を送付いたしますので、それに基づいて納めていただきます。

◎保険料の納期

特別徴収 4月、6月、8月、10月、12月、2月

普通徴収 7月、8月、9月、11月、12月、2月

しかし、急激な負担を軽減するため、平成12年4月分から9月分までの半年間は徴収せず、その後1年間は半額になります。

介護保険の「保険証」について

3月末に65歳以上の方全員に交付しましたが、介護保険を申請する場合、この保険証が必要となりますので大切にしてください。4月以降新しく65歳になる方は、誕生日の月に交付されます。申請するときには、「保険証」を持参してください。

40歳から64歳までの方は、要介護・要支援の認定を受けたときに交付されます。

国民健康保険加入者（40～64歳の方）の介護保険料

40～64歳の方の介護保険料は、加入保険を通して納付することになりました。

従来の国保税に対象者の介護保険料を合算し国保税とします。これまでと同様に4月分から来年3月分までの1年間の課税額を、7月以降6期に分けて徴収します。

新しい国保税の算定方法は、次のとおりです。

基礎課税額（これまでの国保税）

所得割（所得額へ税率を乗じる）
資産割（固定資産税へ税率を乗じる）
均等割（被保険者1人当りの税額）
平等割（1世帯当りの税額）

（課税限度額：53万円）

介護納付金課税額

所得割 左記基礎課税分
資産割 と同じ方法。
均等割 ただし、税率は
平等割 別途設定。

（課税限度額：7万円）

新国保税

= 国 保 税

※税率については、7月本算定時まで決定します。また、40～64歳までの該当者がいない世帯は、従前通り基礎課税額のみの扱いです。

生活リズムを見直そう

子ども自身が自分で生活を管理しているわけではないので、子どもの生活リズムの問題は、親の問題ともいえます。

それを聞いて、様々な意見が飛び出しそうです。しかし、自然に逆らった生活リズムが体や心にアンバランスを引き起こすのは事実です。

私たちは、健康な生活をしているときには、昼間、部屋を暗くして布団に入ってもなかなか眠れないことはよく経験することです。これは、体の時計が昼と夜をはっきり区別して、夜に眠って昼間には活動するようになってい

①朝遅くとも7時には起こそう

内田	根本	内田	大原	横瀬	茂木	*高須	稲川	*谷田川	石神	*永作	山口
果那	卓	和	晴斗	溜華	竜晟	竜都	武蔵	拓海	唯羽	壮識	連
豊	浩	光	彦二	敦	康	貴	照	健	克	賢	秀
美	之	雄	郎		明	宗	穂	一	雄	司	樹
行	於	天	青	青	青	蔵	石	矢	麻	麻	富
方	下	掛	沼	沼	沼	川	神	幡	生	生	田

井 井 島 島 五 住
貝 貝 並 並 町 所
田

[illegible]

▼表紙によせて▲

ピカピカの一年生



小学校の入学式が4月6日、町内全校で行われました。今年の新入生は全校で151名(男78名、女73名)。

麻生小学校では44名(男19名、女25名)が晴れて入学が許可!?され、新児童は自分の名前を点呼されるたびに、大きな声で「ハイ」と返事をしていました。今後あちこちで、小さな体に大きなランドセルを背負う初々しい姿が見られそうです。

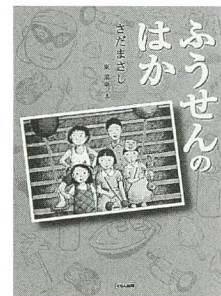
◆始めました!!

ごみの指定袋／燃えるごみ・有害ごみ

ごみは、きちんと分別して、指定された日に指定された場所に出しましょう。

公民館図書室通信

◆今月の1冊



ふうせんのはか
温かくて強く「ひとの痛み」を理解できる子どもたちが一人でも多くなりますように!

◆児童図書

いらっしやいらっしやーい

ふたりでめいろへ とくながまり
あこがれの星をめざして ガブリエル・パン
ペンペンのなやみごと ラッセル・ホーバン
ポケモンをさがせ!3 オオサワチカ
とべないホテル5 のさんのうた 相原和典
小沢昭巳

◆一般図書

地図のない道 須賀敦子

総合学習への発想

子どものしあわせ編集部
介護保険システムのマネジメント 山崎泰彦

麻生町史 史料編 麻生日記書抜I

呪縛下 麻生町史編さん委員会
高杉 良

娘の結婚運は父親で決まる 岩月謙司

1歳になりました

♥羽生 穂乃利さん(麻生)
たんじょう日: 4月20日
星座: 牡羊座



★パパ(利弘さん)からひと言
「健康で元気な子になって」
☆ママ(さおりさん)からひと言
「みんなに好かれる優しい子になって」

職員の異動

*退職者(3月31日付)／篠塚一郎
(総務課長)、羽生東洋夫(町民課長)、
嶺 ゆみ(住民係長)、和田モト(主幹)

*新採(4月1日付)／坂本清子(保健福祉課)

*異動(4月1日付)

課長級／総務課長: 根本拓吉、参事:

貝塚俊洋、企画財政課長: 羽生文男、
税務課長: 永作満雄、町民課長: 小島

邦男、下水道課長: 高野幸男、建設課
長: 小倉博昭、学校教育課長: 谷田泰

章、水道課長: 糸賀洋一
係長級／総務係長: 小林秀美、公民館

長: 柳町照夫、管財係長: 平山謙二、
徴収係長: 斎藤 隆、固定資産税係長:

額賀修一、住民係長: 高栖ヨネ子、戸籍係長: 新橋 進、国保係長: 荒張文枝、国保税係長(税務課から町民課へ): 永峰英明、社会福祉係長: 前野芳江、下水道課庶務係長: 土子範行、商工観光係長: 宮本 正、土地改良係長: 石神勝徳、建築係長: 北澤敬三、道路河川改良係長: 羽生和弘、道路河川維持係長: 山野元浩、農業委員会庶務係長: 飯嶋和治、社会教育係長: 鶴田和夫、その他の職員／企画財政課: 三好孝一、税務課: 小松崎実、中川 稔、町民課: 稲川 勝、矢畑恵市、保健福祉課: 市村幸子、宮崎宣子、経済課: 宮川貴弘、建設課: 堀井健司、農業委員会: 大曾根恵子、公民館: 阿部幸一、給食センター: 磯山孝子、越地悦子、山野佐登子